

(別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構
② 研修事業の名称	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 A ⁺ ワーク創造館 デュアル型介護職員初任者研修
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程)
④ 研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 ・ 通学形式 ・ 通信形式 (通信学習実施計画書 (別添 2 - 1 0) を参照。)
⑤ 事業者指定番号	2 6 6
⑥ 開講の目的	介護人材の不足は社会問題である。一方、コロナ禍で非正規雇用の女性を中心に失職や休業等により生活困窮の危機にある人が急増している。そのため、自治体・ハローワークと連携して、一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方や求職中の方、定時制・通信制高校で介護職での就業を希望する方等のキャリアアップと就職をめざす方を応援する。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	大阪市浪速区木津川 2-3-8 大阪地域職業訓練センター(A ⁺ ワーク創造館) 第 3 研修室
⑧ 実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表 (別添 2 - 7) を参照。)
⑨ 講師の氏名及び担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 3) を参照。
⑩ 使用テキスト	(公財)介護労働安定センター発行 「介護職員初任者研修テキスト」(第 1 分冊～第 4 分冊)
⑪ シラバス	シラバス (別添 2 - 2) を参照。
⑫ 受講資格	開講時点で満 16 歳以上の者で、離職中で失業保険の給付を受けられない方、就業中ではあるが一定の収入以下のパートタイマー等から正社員への転職をめざす方等。
⑬ 広告の方法	ホームページ チラシ SNS (facebook、twitter)
⑭ 情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス : https://www.adash.or.jp/

⑮受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	求職者支援訓練として実施するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定めに従う。受講者の選考は、当機構が実施する選考試験(筆記試験、面接試験)によって行う。
⑯受講料及び受講料支払方法	10,000 円/人 (テキスト代) テキスト代は、講座初日に受領する。
⑰解約条件及び返金の有無	受講生からのキャンセルは、前日まで対応する。 当機構からのキャンセルは、求職者支援訓練として実施するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定めに従う。
⑱受講者の個人情報 の取扱	個人情報保護規程策定の有無 (有・無) 受講生から得た個人情報については、当機構の個人情報保護規定に基づき管理を行う。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑲研修修了の認定 方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：3ヶ月 修了評価方法：(別添2-9)を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取扱い： 担当講師による補習のうえ、再試験を実施する。 (再評価費用：0円) ただし、再評価試験の回数は最大2回までとし、最終試験の結果、不合格となった者は未修了生として扱う。
⑳補講の方法及び 取扱	補講の方法：受講生欠席等の場合、個別対応にて担当講師が補講を実施する。補講を受講後に修了評価を行う。 補講に要する費用：0円
㉑科目免除の取扱	大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定のとおり取扱う。
㉒受講中の事故等 についての対応	受講中に生じた事故などについては、当機構が加入する「求職者支援訓練生補償制度」で対応する。従って、保険料の受講生負担は生じない。
㉓研修責任者名、所 属名及び役職	氏名：高見 一夫 所属名：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 役職：館長
㉔課程編成責任者 名、所属名及び役 職	氏名：田中 勝則 所属名：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 役職：就労支援事業部 部長
㉕苦情等相談担当 者名、所属名、役 職及び連絡先	氏名：森井 佐織 所属名：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 役職： 連絡先：06-6562-0410

②⑥ 研修事務担当者 名、所属名及び連 絡先	氏名：森田 雄貴 所属名：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 連絡先：06-6562-0410
②⑦ 情報開示責任者 名、所属名、役職 及び連絡先	氏名：梅山 晃佑 所属名：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 役職：職業訓練事業部 部長 連絡先：06-6562-0410
②⑧ 修了証明書を亡 失・き損した場合の 取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」 に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000円
②⑨ その他必要な事 項	遅刻・欠席の取扱い、退校処分取扱い： 求職者支援訓練として実施するため、独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構の定めに従う。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために 必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重 要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行 い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---